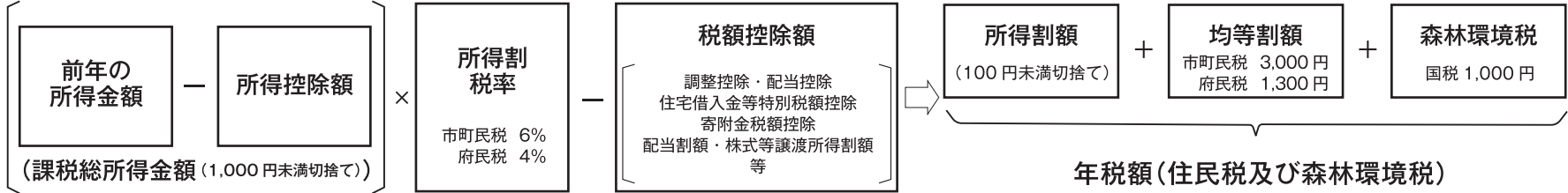


【税額の計算方法（総合課税）】



●所得割の税率（総合課税）

課税総所得金額	市町民税	府民税
	税率	税率
一律	6%	4%

●所得割の税率（分離課税）

区分		市町民税	府民税
短期譲渡	一般分	5.4%	3.6%
	軽減分	3.0%	2.0%
長期 譲渡	一般分	3.0%	2.0%
	特定分 2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
	2,000万円超の部分	3.0%	2.0%
	軽減分 6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
	6,000万円超の部分	3.0%	2.0%
株式等の譲渡所得	一般株式等	3.0%	2.0%
	上場株式等	3.0%	2.0%
上場株式等の配当等		3.0%	2.0%
先物取引		3.0%	2.0%

●調整控除

1. 合計課税所得金額が 200万円以下の人
次の①と②のいずれか小さい額の 5 %
①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額
2. 合計課税所得金額が 200万円超の人
{人的控除額の差の合計額 − (合計課税所得金額 − 200万円)} の 5 %
ただし、この額が 2,500円未満の場合は 2,500円となります。

※合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。
※合計所得金額が 2,500万円を超える場合は、調整控除の適用はありません。

○人的控除差の一覧表

所得控除の種類		人的控除額の差	
障害者控除	普通障害	1万円	
	特別障害	10万円	
	同居特別障害	22万円	
寡婦控除		1万円	
ひとり親控除	父	1万円	
	母	5万円	
勤労学生控除		1万円	
扶養控除	一般扶養	5万円	
	特定扶養	18万円	
	老人扶養	10万円	
	同居老親等	13万円	
配偶者控除	一般	納税義務者本人の合計所得金額 900万円以下	5万円
		900万円超 950万円以下	4万円
		950万円超 1,000万円以下	2万円
	老人 (70歳以上)	900万円以下	10万円
		900万円超 950万円以下	6万円
		950万円超 1,000万円以下	3万円
基礎控除		2,500万円以下	5万円

●配当控除

種 類	課税所得金額		1,000万円 以下の部分		1,000万円 超の部分	
	市町民税	府民税	市町民税	府民税	市町民税	府民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

地方税法の改正があった場合は、改正後の税法により税額を計算します。

●住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

所得税において、平成 28年から令和 7 年 12 月 31日までの入居に係る住宅ローン控除の適用を受けた場合、次の A、B のいずれか小さい額を住民税(所得割)より控除します。

A：所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額

B：所得税の課税総所得金額等の額の 5 % (最高 97,500円)
ただし、令和 4 年 12 月 31日までに入居された人のうち、特定取得に該当する場合は 7 % (最高 136,500円)

※所得税において、住宅ローン控除がすべて控除しきれた場合は、住民税での控除はありません。
※住宅ローン控除は所得税に関する手続き(年末調整や確定申告等)を行えば、住民税において特別な申請(申告)は不要です。

●寄附金税額控除
年間寄附金合計額(総所得金額等の30%が上限)から2,000円を差し引いた額を対象として所得割額から控除されます。
ふるさと納税の場合は次の①、②の合計、それ以外は①のみとなります。

- ①基本控除額 寄附金控除対象額×10% (市町民税 6 %、府民税 4 %)
- ②特例控除額 寄附金控除対象額×下記に定める割合
ただし、特例控除額は住民税所得割額の20%を上限とします。

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上 195万円以下	84.895%
195万円超過 330万円以下	79.79%
330万円超過 695万円以下	69.58%
695万円超過 900万円以下	66.517%
900万円超過 1,800万円以下	56.307%
1,800万円超過 4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

※寄附金税額控除の対象となるのは、住所地の共同募金会、住所地の日本赤十字社支部、都道府県、市町村又は特別区、その他条例で指定するものに対する寄附金に限ります。

●配当割額・株式等譲渡所得割額の控除

配当割額または株式等譲渡所得割額の控除がある場合、所得割より控除されます。また、控除しきれない額がある場合は、還付または充当されます。

区分	市町民税	府民税
配当割額または株式等譲渡所得割額	3／5	2／5

●均等割の税率

市町民税 3,000円	府民税 1,300円
----------------	---------------

※府民税には大阪府森林環境税 300 円を含みます。

●森林環境税の税率

国税 1,000円

※個人住民税の均等割と併せて徴収されます。

非課税について

- 均等割・所得割の両方が非課税になる人
- (1) 賦課期日時点(1月1日)において、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- (2) 障害者、未成年者(平成20年1月3日以降に生まれた人)、寡婦、ひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の人
- (3) 前年の合計所得金額が次の金額以下の人
扶養親族がいらない場合 32万円+10万円
扶養親族がいる場合 32万円×(扶養人数+1)+19万円+10万円

※森林環境税(国税)については、上記の32万円を31.5万円、19万円を18.9万円に読み替えて非課税の判定を行います。

○所得割が非課税になる人

- (1) 所得控除や税額控除により所得割が算出されない人
- (2) 前年の総所得金額等が次の金額以下の人
扶養親族がいらない場合 35万円+10万円
扶養親族がいる場合 35万円×(扶養人数+1)+32万円+10万円

※扶養人数には、同一生計配偶者や16歳未満の年少扶養親族も含めます。
※個人住民税と森林環境税(国税)の非課税基準が異なりますので、森林環境税(国税)のみ課税となる場合があります。

令和8年度 住民税の申告について

住民税とは…

市町村民税と都道府県民税を合わせたものを、「住民税」と呼びます。市町村や都道府県が行う行政サービスに必要な経費を、その能力(担税力)に応じて広く分担していただくものです。

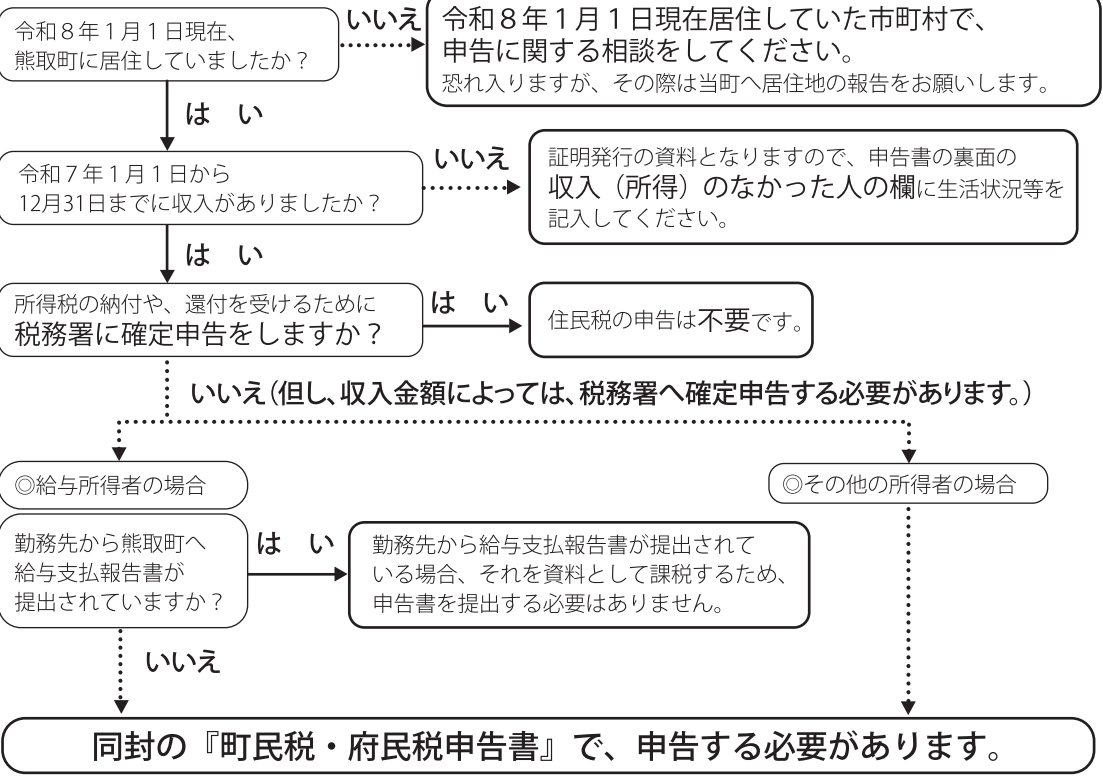
なお、住民税は賦課期日(1月1日)現在に居住していた市町村へ、前年中(1月1日～12月31日)に生じた所得を申告し、納税することになっています。

住民税の申告につきましては、毎年、住民のみなさまのご協力をいただいておりますが、令和8年度も申告していただく時期になりました。

この申告は、あなたの住民税額を正しく算出する基礎となり、所得証明、納税証明など諸証明発行にあたって重要なものですから、**同封の申告書を令和8年3月16日(申告期限)までに、必ず提出**してください。

あなたは、住民税の申告をする必要は？

はじめに



※ 公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の人 は 確定申告書の提出は不要となります。ただし、確定申告書の提出が不要な人であっても、住民税の申告により控除を追加することで、税額が減額される場合があります。

申告期限 令和8年3月16日(月)

◎この申告書を提出した人は、事業税の申告書を提出する必要はありません。

令和8年度 主要改正点

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から以下の措置が講じられました。

○給与所得控除の見直し
給与所得控除の最低保障額が 65 万円(改正前 55 万円)に引き上げられました。

○大学生年代の子等に関する特定親族特別控除の創設
居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族について、扶養の所得要件を超えた場合においても、その親族の合計所得金額に応じて控除額を通減させる仕組みが導入されました。 ※詳しくは中面【所得から差し引かれる金額(所得控除)】の表を参照

○扶養親族等の所得要件の改正
扶養親族及び同一生計配偶者の所得要件について、58 万円(改正前 48 万円)に引き上げられました。また、勤労学生控除やひとり親控除の対象となる子の所得要件等についても、10 万円の引き上げが行われました。

申告書の記入などについて、わかりにくい点がありましたら、ご遠慮なくおたずねください。

連絡先 熊取町役場 総務部 税務課 住民税グループ
〒590-0495 大阪府泉南郡熊取町野田1丁目1番1号 ☎072(452)1005【直通】

申告書の書き方へ

【申告書の書き方】

申告書に住所、氏名、生年月日、個人番号、電話番号を記入して下さい。

令和7年中収入のあった人

【収入金額等・所得金額】 各項目の説明をよく読んで、令和7年1月1日から12月31日までの所得金額等を記入してください。

● **事業所得** (営業等業) 自分で事業や農業を営んで得た所得で、**収入金額－必要経費**により計算します。
注意 収入金額とはその事業から1年間に得た収入の合計で、必要経費とはその収入を得るために1年間に使った費用の合計をいいます。

●不動産所得	土地や建物などを貸して得た地代や家賃による所得、 により計算します。	収入金額－必要経費
--------	---------------------------------------	-----------

※事業・不動産所得については収入と必要経費の明細を申告書裏面に記入後、表面を記入して下さい。

● 配当所得 (総合課税)	株式の配当や証券投資信託の収益分配金などによる所得で、証券投資信託の収益分配金は、収益分配金＝配当所得となり、その他の所得は収入金額－株式などの元本を取得するために借りた借入金の利息により計算します。 注意 上場株式等の配当等（大口株主等が支払いを受けるものを除く）を申告する場合は、総合課税と申告分離課税を選択することができます。
---------------------------------	---

●**給与所得** 会社などにお勤めの人などが得る給料、賞与による所得で表1により計算します。

(表 1) 給与所得金額の計算

給与等の収入金額	給与所得の金額
1円 ～ 650,999円	0円
651,000円 ～ 1,899,999円	収入金額－650,000円
1,900,000円 ～ 3,599,999円	収入金額÷4＝(A) (A)×2.8－80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	(A)は千円未満の端数を切り捨て (A)×3.2－440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円
8,500,000円 ～	収入金額－1,950,000円

・ 所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

- (1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次の①から③のいずれかに該当する場合
 ①特別障害者 ②年齢23歳未満の扶養親族を有する人 ③特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する人
 所得金額調整控除額＝〔給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円－850万円)×10％
- (2) 給与所得金額及び公的な年金に係る雑所得の金額があり、給与所得と公的な年金雑所得の合計額が10万円を超える場合
 所得金額調整控除額＝給与所得金額(10万円が限度額)＋公的な年金に係る雑所得の金額(10万円が限度額)－10万円
 ※上記(1)の所得金額調整控除がある場合は、その控除後の給与所得の金額から控除します。

●雑所得	〔公的年金等〕	国民年金、厚生年金、恩給、企業年金などの所得で表2により計算します。	
		注意	遺族年金、障害年金については、課税の対象となりません。
	〔業 務〕	原稿料、講演料、シルバー人材センター配分金、ネットオークションによる個人取引、食料品の配達などの副収入による所得	収入金額－必要経費 でその所得を計算します。
	〔その他〕	個人年金など上記のいずれにも該当しない所得	

(表2) 公的年金等にかかる雑所得金額の計算

65歳未満(昭和36年1月2日以降生まれの人)		65歳以上(昭和36年1月1日以前生まれの人)	
公的な金等の収入金額	雑所得の金額	公的な金等の収入金額	雑所得の金額
1,300,000円以下	収入金額 - 600,000円	3,300,000円以下	収入金額 - 1,100,000円
1,300,001円～ 4,100,000円	収入金額×75% - 275,000円	3,300,001円～ 4,100,000円	収入金額×75% - 275,000円
4,100,001円～ 7,700,000円	収入金額×85% - 685,000円	4,100,001円～ 7,700,000円	収入金額×85% - 685,000円
7,700,001円～10,000,000円	収入金額×95% - 1,455,000円	7,700,001円～10,000,000円	収入金額×95% - 1,455,000円
10,000,000円超	収入金額 - 1,955,000円	10,000,000円超	収入金額 - 1,955,000円

※ 1 円未満の端数は切り捨てです。

※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が「1,000万円超、2,000万円以下」の場合は 10万円を、「2,000万円超」の場合は 20万円を(表2)で算出した雑所得金額に加算します。

●譲渡所得 (総合課税)	土地や建物、有価証券以外の財産(ゴルフ会員権や金地金、機械、書画、骨董など)を売ったとき 収入金額－取得費や譲渡経費－50万円(特別控除) でその所得を計算します。 その財産の所有期間が5年を超える場合は長期譲渡所得、5年以下なら短期譲渡所得となります。長期譲渡所得であれば1/2が課税の対象となります。
-------------------------	--

●一時所得

懸賞金や生命保険の一時金など継続性のない一時的な所得

収入金額－収入を得るための費用－50万円(特別控除) でその所得を計算します。

さらにその 1 / 2 が課税の対象となります。

※土地や株式の譲渡など分離課税の方法により課税される所得については係までお問い合わせください。

【所得から差し引かれる金額(所得控除)】

控除の種類

○社会保険料控除

○小規模企業共済等掛金控除

○生命保険料控除

○地震保険料控除

○寡婦・ひとり親控除

○勤労学生控除

○障害者控除

○配偶者控除・配偶者特別控除

○扶養控除

○特定親族特別控除

控除の対象、要件、控除額の計算など

本人や本人と生計を一にする親族にかかる社会保険料(国民健康保険、国民年金保険、後期高齢者医療保険、介護保険、雇用保険等)のうち本人が支払った合計額※本人以外の公的年金から特別徴収された社会保険料は控除対象になりません。

小規模企業共済制度、個人型確定拠出年金(iDeCo)、心身障害者扶養共済制度などの掛金を支払った合計額

本人や配偶者その他の親族を受取人とする一般生命保険や介護医療保険、個人年金保険の支払額から算出した控除額の合計額(上限 70,000 円)

新契約(一般・個人年金・介護医療)		旧契約(一般・個人年金)	
保険料支払額	生命保険料控除額	保険料支払額	生命保険料控除額
12,000 円以下	支払額の全額	15,000 円以下	支払額の全額
12,001 円～ 32,000 円	支払額 ×1/2+6,000 円	15,001 円～ 40,000 円	支払額 ×1/2+7,500 円
32,001 円～ 56,000 円	支払額 ×1/4+14,000 円	40,001 円～ 70,000 円	支払額 ×1/4+17,500 円
56,000 円超	28,000 円	70,000 円超	35,000 円

※新契約と旧契約の両方がある場合の算出方法
a 一般生命保険、個人年金保険のそれぞれにつき新・旧の保険料ごとに計算
b 「旧保険料控除額」(限度額 35,000 円)と「旧保険料控除額+新保険料控除額」(限度額 28,000 円)を比較し、大きい方を適用
c ab で計算した一般生命保険、個人年金保険と介護医療保険を合計

本人や本人と生計を一にする親族のために支払った損害保険料から算出した地震契約分と旧長期分の控除額の合計額(上限 25,000 円)

地震保険料支払額	地震保険料控除額	旧長期損害保険料支払額	地震保険料控除額
50,000 円以下	支払額 ×1/2	5,000 円以下	支払額の全額
50,000 円超	25,000 円	5,001 円～ 15,000 円	支払額 ×1/2+2,500 円
		15,000 円超	10,000 円

※1つの契約で地震保険料と旧長期損害保険料のいずれにも該当する場合は、どちらか1つの契約のみに該当するものとして計算します。

区分	要件		控除額
寡婦控除	夫と離婚後婚姻しておらず、子以外の扶養親族がいる人。夫と死別してから婚姻していない人(扶養親族の要件なし)		26 万円
ひとり親控除	現に婚姻していない人で生計を一にする子(総所得金額等が 58 万円以下で他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていない人に限る)を有する人。		30 万円

学生のうち合計所得金額が85万円以下で、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の人。

控除額
26 万円

区分	身体障害者手帳	精神障害者保健福祉手帳	療育手帳	控除額
特別障害者	1 級・2 級	1 級	A 判定	30 万円
同居特別障害者				53 万円
その他の障害者	上記以外			26 万円

※介護保険で要介護及び要支援の認定を受けている人でも、この控除を受けるには、申告時に市町が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

区分	配偶者の合計所得金額		本人の合計所得金額		
			900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
配偶者控除	58 万円以下	一般	33 万円	22 万円	11 万円
		老人	38 万円	26 万円	13 万円
配偶者特別控除	58 万円超 100 万円以下 100 万円超 105 万円以下 105 万円超 110 万円以下 110 万円超 115 万円以下 115 万円超 120 万円以下 120 万円超 125 万円以下 125 万円超 130 万円以下 130 万円超 133 万円以下		33 万円	22 万円	11 万円
			31 万円	21 万円	11 万円
			26 万円	18 万円	9 万円
			21 万円	14 万円	7 万円
			16 万円	11 万円	6 万円
			11 万円	8 万円	4 万円
			6 万円	4 万円	2 万円
			3 万円	2 万円	1 万円

※本人の合計所得金額が 1,000 万円以下の人が対象

区分	年齢		控除額
扶養控除	一般扶養 特定扶養 老人扶養 同居老親等	16 歳以上 19 歳未満(平成 19 年 1 月 2 日～平成 22 年 1 月 1 日生) 23 歳以上 70 歳未満(昭和 31 年 1 月 2 日～平成 15 年 1 月 1 日生)	33 万円
		19 歳以上 23 歳未満(平成 15 年 1 月 2 日～平成 19 年 1 月 1 日生)	45 万円
		70 歳以上(昭和 31 年 1 月 1 日以前に生まれた人)	38 万円
		老人扶養のうち本人が配偶者の直系尊属で同居の場合	45 万円
		16 歳未満の扶養親族	16 歳未満(平成 22 年 1 月 2 日以降に生まれた人)

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
58 万円超 95 万円以下	45 万円
95 万円超 100 万円以下	41 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円
105 万円超 110 万円以下	21 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円

※19 歳以上 23 歳未満の特定親族を有する人が対象

※国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には親族関係書類及び送金関係書類等が必要です。

控除の種類		控除の対象、要件、控除額の計算など	
○基礎控除		本人の合計所得金額	控除額
		2,400万円以下	43万円
		2,400万円超～2,450万円以下	29万円
		2,450万円超～2,500万円以下	15万円
		2,500万円超	0円
○雑損控除	本人や、本人と生計を一にする配偶者またはその他の親族が、災害や盗難または横領により住宅や家財などに損害を受けた場合、次のいずれが多い方の金額 1. (損失金額－保険金などで補てんされる金額)－(総所得金額等の合計額×10%) 2. 災害関連支出の金額－5万円		
○医療費控除	①医療費控除 本人や、本人と生計を一にする配偶者またはその他の親族の医療費を支払った場合 (支払金額－保険金などで補てんされる金額)－(総所得金額等×5%)と10万円のいずれか少ない方の金額(控除限度額200万円) ※医療費控除の明細書が必要です。		
	②医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) 健康の保持推進及び疾病予防のための一定の取り組みを行った人が、本人や、本人と生計を一にする配偶者またはその他の親族のためにセルフメディケーション税制対象の医薬品の購入の対価を支払った場合(購入金額－保険金などで補てんされる金額)－12,000円(控除限度額88,000円) ※医療費控除の明細書及び一定の取り組み(健康診断、予防接種等)を行ったことがわかる書類が必要です。		
※①、②は選択制ですので両方適用することはできません。			

受付印	令和8年度分 町民税・府民税 申告書									
	宛名番号									
	現住所		熊取町							
	1月1日現在の住所		□同上							
	フリガナ									
提出先： 熊取町長	氏名									
提出年月日			個人番号							
年 月 日	生年月日	町・大・福 平・会	代理申告者	住所					氏名	続柄

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

[illegible]

⑦	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
雑 損 除	損害金額	保険金などで補てんされる金額	自損・他損のうらみ別損・第三者の損害
⑧	支払った医療費の合計	保険金などで補てんされる金額	
医療費控除			

(3)